

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定

- (1) 当該事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者
かつ、
- (2) 当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等（以下、「売上高等」）の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること

【認定申請に必要な書類】

(1)	認定申請書（様式第2-①- イ：当該事業者と直接取引を行っている中小企業者 ロ：当該事業者と間接的な取引を行っている中小企業者 ハ：当該事業者の近隣に事業所を有しており、事業活動の制限を受けた中小企業者	1部
(2)	Aの期間の当該事業者との取引額が確認できる資料	1部
(3)	Aの期間の取引額が確認できる資料	1部
(4)	直近1か月の売上高等が確認できる資料	1部
(5)	直近1か月に対応する前年1か月から3か月の売上高が確認できる資料	1部
(6)	法人：商業登記簿謄本（全部事項証明書）及び法人概況説明書の写し 個人：確定申告書の写し	各1部
(7)	委任状（本人以外が申請する場合）	1部

※(2)～(5)の売上高等が確認できる資料については、損益計算書、月別残高試算表、売上台帳、決算書、確定申告書等の写しなどです。なお、月別で売上を記録していない場合は、売上の確認ができる資料をコピーし、月別にまとめた表を添えた上で申請していただく必要があります。

※(6)の商業登記簿謄本（全部事項証明書）については、町にて確認後、原本はお返しいたします。保証協会への融資申込の際に必要なとなりますので、その際にお使いください。なお、直近3か月以内に発行されたものに限りします。

【申請先】

御嵩町役場 まちづくり課 まちづくり推進係
電話0574-67-2111（内線2243）